13:02〜

第１問　独立当事者参加に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

?・×ア　訴訟の当事者の一方を相手方とする独立当事者参加の申出があったときは，参加の申出の書面は，当該当事者の一方に送達すれば足りる。

?○イ　独立当事者参加の申出においては，参加の趣旨だけでなく，その理由も，明らかにしなければならない。

?×ウ　独立当事者参加の申出は，第一審の口頭弁論終結の時までにしなければならない。

?×エ　独立当事者参加をした者がある場合において，当事者の一人について訴訟手続の中断の原因があるときは，その中断は，全員についてその効力を生ずる。

?×オ　独立当事者参加をした者がある場合において，参加前の原告又は被告が口頭弁論をしたときは，その原告又は被告は，当該訴訟から脱退することができない。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第2問　民事訴訟における当事者の死亡に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**は，幾つあるか。

ア　当事者が死亡した場合において，その相続人は，相続の放棄をすることができる間であっても，訴訟手続を受け継ぐことができる。

イ　労働契約上の地位を有することの確認を求める訴えを提起していた原告がその訴訟の係属中に死亡したときは，当該訴訟は，当然に終了する。

ウ　当事者が死亡した場合において，その相続人が訴訟手続を受け継いだときは，既にされていた訴訟行為は，その相続人の利益となる限度においてのみその効力を生ずる。

エ　当事者が死亡した場合において，訴訟代理人がある間は，訴訟手続は，中断しない。

オ　判決書の正本の送達後に当事者が死亡したことによりその進行を停止した控訴期間については，訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から，新たに全期間の進行を始める。

1　1個　　2　2個　　3　3個　　4　4個　　5　5個

第３問　弁論主義に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　所有権に基づく土地の明渡請求訴訟において，原告が被告に対して当該土地の使用を許した事実を原告自身が主張し，裁判所がこれを確定した場合には，被告が当該事実を自己の利益に援用しなかったときでも，裁判所は，当該事実を判決の基礎とすることができる。

イ　裁判所は，原告及び被告の間に仲裁の合意があることが証拠から認められる場合には，被告が当該合意の存在を主張していないときであっても，訴えを却下することができる。

ウ　裁判所は，売買代金請求訴訟において，被告が同時履行の抗弁権を基礎付ける客観的事実を主張し，この事実が証拠から認められる場合には，被告が当該抗弁権を行使する旨の意思を表明していないときであっても，同時履行の抗弁を判決の基礎とすることができる。

エ　裁判所は，債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟において，債務者である被告が原告である債権者の過失となるべき事実を主張し，この事実が証拠から認められる場合には，被告が過失相殺の主張をしていないときであっても，過失相殺の抗弁を判決の基礎とすることができる。

オ　土地の所有権の移転の登記手続請求訴訟において，当該土地につき，原告がＡから原告の被相続人Ｂへの売却及びＢから原告への相続があったことを主張し，被告がＡからＣへの売却があったことを主張した場合において，ＡからＢへの売却の後，ＢからＣへの死因贈与があったことが証拠から認められるときは，裁判所は，ＢからＣへの死因贈与があったことを判決の基礎とすることができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第４問　文書提出命令に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては，公務員が組織的に用いるものを除く。)は，挙証者と当該文書の所持者との間の法律関係について作成された文書として，文書提出義務の対象となることはない。

イ　公務員の職務上の秘密に関する文書について，当該監督官庁が，当該文書の提出により他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることを理由として，当該文書がその提出により公共の利益を害し，又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに該当する旨の意見を述べたときは，裁判所は，その提出を命ずることができない。

ウ　裁判所は，第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には，その第三者を審尋しなければならない。

エ　当事者が文書提出命令に従わない場合において，相手方が，当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは，裁判所は，その事実に関する相手方の主張を真実と認めなければならない。

オ　証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては，その必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない。

1　アウ　　2　アオ　　3　イウ　　4　イエ　　5　エオ

第５問　確定判決に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　金銭の支払請求を認容する判決が確定した場合でも，その金銭支払請求権について他に時効中断の方法がないときは，再度，その金銭支払請求権の履行を求める訴えを提起することができる。

イ　口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命ずる判決が確定した場合においては，口頭弁論終結後に損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じたときであっても，当該判決の変更を求める訴えを提起することができない。

ウ　所有権に基づく抹消登記手続請求を認容した確定判決は，その理由中で原告の所有権の存在を認定していても，所有権の存否について既判力を有しない。

エ　当事者が前訴の既判力を援用しなかった結果，後訴の裁判所が誤って既判力に抵触する判断をした場合には，当該判決は，無効となる。

オ　土地の所有権確認の訴えを提起して敗訴した者が，再度，同じ土地の所有権確認の訴えを提起した場合には，前訴の口頭弁論終結後の事情を主張しているときであっても，前訴判決の既判力により，後訴は不適法な訴えとして却下される。

1　アウ　　2　アエ　　3　イオ　　4　イウ　　5　エオ

第6問　仮差押命令に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　主たる債務者の委託を受けない保証人が弁済をした場合に取得する求償権は，当該弁済の前であっても，仮差押命令の被保全権利とすることができる。

イ　仮差押命令は，動産を目的とする場合であっても，その目的物を特定して発しなければならない。

ウ　仮差押命令の申立てについて口頭弁論を経て決定をする場合には，その決定には，理由を付さなければならない。

エ　仮差押命令において定められた仮差押解放金を債務者が供託したときは，その仮差押命令は，発令の時に遡ってその効力を失う。

オ　仮差押えの執行は，債権者に対して仮差押命令が送達された日から2週間を経過したときは，これをしてはならない。

1　アウ　　2　アエ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウオ

第７問　担保不動産競売における売却手続に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　不動産の上に存する留置権は，売却により消滅する。

イ　期間入札において，自らが最高の価額で買受けの申出をしたにもかかわらず，執行官の誤りにより当該入札が無効と判断されて他の者が最高価買受申出人と定められたため，買受人となることができなかったことを主張する入札人は，この者が受けた売却許可決定に対し，執行抗告をすることができる。

ウ　買受人は，売却許可決定後に自己の責めに帰することができない事由により不動産に損傷が生じた場合には，当該損傷が軽微であるときであっても，執行裁判所に対し，代金を納付する時までにその決定の取消しの申立てをすることができる。

エ　申立債権者は，買受人が代金を納付する期限までに代金を納付しなかった場合には，次順位買受申出人がいないときであっても，当該買受人の同意を得なければ，不動産担保権の実行の申立てを取り下げることができない。

オ　執行裁判所は，担保不動産競売の対象とされた土地上に，その競売の対象とはされていない建物が存在する場合であっても，当該土地を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

1　アウ　　2　アエ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウオ

13:20〜

第8問　司法書士の義務に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　司法書士は，業務の依頼をしようとする者から求めがあったときは，報酬の基準を示さなければならないが，その求めがなかったときは，当該基準を示すことを要しない。

イ　司法書士は，補助者を置いたときは，遅滞なく，その旨を所属の司法書士会に届け出なければならない。

ウ　司法書士は，法務局又は地方法務局の長に対する登記に関する審査請求の手続について代理することの依頼については，正当な事由がある場合でなくても，拒むことができる。

エ　刑事訴訟における証人として証言する場合には，司法書士であった者は，業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らすことが許されるが，司法書士は，当該秘密を他に漏らすことは許されない。

オ　司法書士は，事件簿を調製し，かつ，その閉鎖後5年間保存しなければならない。

1　アイ　　2　アウ　　3　イオ　　4　ウエ　　5　エオ

第9問　弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　弁済の目的物について損傷のおそれがあるときは，弁済者は，裁判所の許可を得て，これを競売に付し，その代金を供託することができる。

イ　建物の賃貸借における賃料の支払場所について別段の意思表示がない場合において，賃貸人が死亡し，その地位を承継すべき相続人が不明であるため，賃借人が賃貸人の死亡後に発生した賃料につき債権者不確知を原因とする弁済供託をするときは，賃借人の現在の住所地の供託所にしなければならない。

ウ　建物の賃貸借における賃料の支払日が「前月末日」，支払場所が「賃貸人の住所」とされている場合において，賃借人が平成25年6月17日に同年7月分の賃料を賃貸人の住所に持参したものの，賃貸人がその受領を拒否したときは，賃借人は，当該賃料の弁済供託をすることができる。

6/30

エ　建物の賃貸借における賃料の増額について当事者間に協議が調わない場合において，賃借人が賃貸人に従来の賃料と同じ額を相当と認める額として弁済の提供をしたのに対し，賃貸人がその受領を拒否したときは，賃借人は，その額の弁済供託をすることができる。

オ　受領拒否を原因とする弁済供託をする場合には，供託者は，供託官に対し，被供託者に供託通知書を発送することを請求しなければならない。

1　アエ　　2　アオ　　3　イウ　　4　イエ　　5　ウオ

第10問　営業保証供託に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　登記された法人が営業保証供託に係る供託金について供託物払渡請求書に官庁から交付を受けた支払証明書を添付して還付請求をする場合において，その額が10万円未満であるときは，供託物払渡請求書又は委任状に押された印鑑につき登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付することを要しない。

イ　営業主以外の第三者が営業保証供託をすることは，できない。

ウ　供託根拠法令において主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証供託をしなければならないとされている場合において，有価証券を供託している事業者がその主たる事務所を移転したために主たる事務所の最寄りの供託所に変更が生じたときは，当該事業者は，移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への供託物の保管替えを請求することができる。

エ　営業保証供託に係る供託金の差替えは，供託金の取戻請求権が差し押さえられているときは，することができない。

オ　営業保証供託の供託者は，その供託金全額についての払渡しと同時に，又はその後でなければ，当該供託金の供託金利息の払渡請求をすることができない。

1　アイ　　2　アウ　　3　イエ　　4　ウオ　　5　エオ

第11問　弁済供託の受諾に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　被供託者が供託所に対して供託物還付請求権の譲渡の通知をした場合であっても，その通知に供託を受諾する旨が積極的に明示されていない限り，供託者は，供託物の取戻請求をすることができる。

イ　被供託者の債権者が債権者代位権を行使することにより供託物の還付請求をすることができる場合には，当該債権者は，債権者代位権の行使として，被供託者に代わって，受諾をすることができる。

ウ　供託を受諾する旨を記載した書面には，印鑑証明書を添付することを要しない。

エ　受諾をした後は，これを撤回することができない。

オ　共有建物の賃貸借における賃料について受領拒否を原因とする弁済供託がされている場合において，数人の被供託者のうち一人が受諾をしたときは，供託者は，当該受諾に係る部分以外の供託金についても，取戻請求をすることができない。

1　アイ　　2　アオ　　3　イエ　　4　ウエ　　5　ウオ

2　13:25

13:38～

第12問　主登記又は付記登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　根抵当権の極度額の変更の登記は，主登記によってされる場合と付記登記によってされる場合とがある。

イ　破産手続開始の登記は，主登記によってされる場合と付記登記によってされる場合とがある。地上権

ウ　賃借権を先順位抵当権に優先させる旨の同意の登記は，付記登記によってされる。

エ　抵当権の順位の譲渡についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての抵当権の処分禁止の登記は，付記登記によってされる。

オ　所有権を自己信託の対象とした場合における当該所有権が信託財産となった旨の権利の変更の登記は，付記登記によってされる。

1　アイ　　2　アウ　　3　イエ　　4　ウオ　　5　エオ

第13問　一の申請情報によって申請することができる登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，複数の不動産について申請がされる場合には，当該不動産は，同一の登記所の管轄区域内に在るものとする。

ア　所有権の登記名義人の氏名の記録に錯誤がある場合において，当該登記名義人が住所を移転したときは，錯誤による氏名についての更正の登記と住所移転による住所についての変更の登記とは，一の申請情報によって申請することができる。

イ　同一の債務を担保するため，Ａ所有の甲土地及びＢ所有の乙土地について，日を異にして抵当権が設定された場合には，甲土地及び乙土地に係る抵当権の設定の登記は，一の申請情報によって申請することができる。

ウ　根抵当権の設定者である株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合には，当該根抵当権の元本の確定の登記と当該根抵当権の代位弁済による移転の登記とは，一の申請情報によって申請することができる。

エ　Ａ所有の甲土地及びＢ所有の乙土地について，Ｃを仮登記の登記権利者とし，代物弁済の予約を仮登記原因とする所有権移転請求権の仮登記は，一の申請情報によって申請することができる。

オ　信託財産に属する不動産に関する権利が受託者の固有財産となった場合には，信託の登記の抹消と当該権利の変更の登記とは，一の申請情報によって申請しなければならない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イオ　　５　ウエ

第14問　抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，アからウまでの記述中にある株式会社は，全て取締役会設置会社とする。

ア　Ａ株式会社及びＢ株式会社の代表取締役が同一人である場合において，Ａ株式会社の債務を担保するため，Ｂ株式会社所有の不動産に根抵当権を設定する旨の登記を申請するときは，Ｂ株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供しなければならない。

イ　Ａ株式会社及び同社の代表取締役であるＢが共有する不動産の全体について，同社及びＢを連帯債務者とする抵当権の設定の登記を申請するときは，同社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供することを要しない。

ウ　Ａ株式会社を債務者兼設定者とし，同社と代表取締役を同じくするＢ株式会社を抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において，解除を登記原因として，当該仮登記の抹消を申請するときは，Ｂ株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供することを要しない。

エ　元本の確定前の根抵当権の債務者兼設定者であるＡについて相続が開始し，その未成年の子Ｂとその親権者Ｃとが相続人である場合において，相続によるＢへの所有権の移転の登記がされた後，Ｃを債務者とする民法第398条の８第２項の合意の登記を申請するときは，Ｂについて特別代理人の選任の審判があったことを証する情報を提供しなければならない。

オ　一般社団法人Ａ所有の不動産に対し，同法人の理事であるＢを債務者とする抵当権の設定の登記を申請するときは，同法人について特別代理人の選任があったことを証する情報を提供しなければならない。

（参考）

民法

第398条の８　（略）

２　元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは，根抵当権は，相続開始の時に存する債務のほか，根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

３，４　（略）

１　アイ　　２　アエ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　ウオ

第15問　書面申請における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　登記上の利害関係を有する第三者の承諾を得て，付記登記によってする地役権の変更の登記を申請する場合において，当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面に添付すべき印鑑に関する証明書は，作成後３か月以内のものであることを要しない。

イ　売主Ａと買主Ｂとの間の売買を登記原因とする所有権の移転の登記と同時にした買戻特約の登記について，買戻権の移転の登記を申請する場合には，Ａの印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

ウ　地上権の設定の登記の抹消を申請する場合においては，登記義務者が登記識別情報を提供することができないときであっても，当該登記義務者の印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

エ　取締役会設置会社と取締役との間の利益が相反する行為を登記原因とする登記を申請する場合において，当該行為の承認に関する取締役会の議事録に押印された印鑑に関する証明書を添付して当該議事録を提供したときは，当該印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することはできない。

オ　建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記を申請するときは，登記義務者の印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

１　アイ　　２　アエ　　３　イウ　　４　ウオ　　５　エオ

第16問　次のような登記事項の記録(抜粋)がある不動産に関する後記1から5までの記述のうち，**正しいもの**は，どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年1月11日 第111号	原因　平成11年1月11日売買 所有者　A
2	所有権移転請求権仮登記	平成12年2月22日 第2222号	原因　平成12年2月22日売買予約 権利者　B
	余白	余白	余白
付記1号	2番所有権移転請求権の移転請求権仮登記	平成15年5月15日 第5555号	原因　平成15年5月15日売買予約 権利者　E
	余白	余白	余白
3	条件付所有権移転仮登記	平成13年3月13日 第3333号	原因　平成13年3月13日売買(条件　売買代金完済) 権利者　C
	余白	余白	余白
付記1号	3番条件付所有権の移転	平成14年4月4日 第4444号	原因　平成14年4月4日売買 権利者　D
4	仮差押	平成16年6月23日 第6666号	原因　平成16年6月16日東京地方裁判所仮差押命令 債権者　F

1　Eを登記権利者とし，Bを登記義務者として，2番付記1号所有権移転請求権の移転請求権仮登記の本登記を申請する場合には，Fの承諾を証するFが作成した情報又はFに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

2　Cを登記権利者とし，Aを登記義務者として，Fの承諾を証するFが作成した情報又はFに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供して，3番条件付所有権移転仮登記の本登記を申請することができる。

3　Aを登記権利者とし，Bを登記義務者として，2番所有権移転請求権仮登記の抹消を申請する場合には，Eの承諾を証するEが作成した情報又はEに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供することを要しない。

4　Eは，2番付記1号所有権移転請求権の移転請求権仮登記の抹消を単独で申請することができる。

5　Dは，3番付記1号条件付所有権の移転の登記の抹消を単独で申請することができる。

第17問　甲土地の所有権の登記名義人であるＡには，配偶者Ｂ並びに子Ｃ及びＤがおり，Ｃには，子Ｅがいる場合において，Ａが死亡して相続が開始したときに申請すべき登記に関する次の１から５までの記述のうち，**誤っているもの**は，どれか。

1　Ａが遺言でＣについて推定相続人の廃除の意思表示をしたときは，Ｂ，Ｄ及びＥは，Ｃが推定相続人から廃除された旨の記載のある戸籍の全部事項証明書を提供して，甲土地をＢ，Ｄ及びＥの共有とする相続による所有権の移転の登記を申請することができる。

2　Ｂ，Ｃ及びＤ間で遺産分割協議を行った結果，Ｄが甲土地を取得することとされたときは，Ｄは，その旨の記載のあるＢ及びＣ間の証明書と，同旨の記載のあるＤの証明書の２通を提供して，甲土地をＤの単独所有とする相続による所有権の移転の登記を申請することができる。

3　Ａの死亡後，Ｂが破産手続開始の決定を受け，その破産管財人ＦがＡの遺産に関する遺産分割協議に参加し，Ｃが甲土地を取得することとされた場合において，当該遺産分割協議の結果に基づき，甲土地をＣの単独所有とする相続による所有権の移転の登記を申請するときは，ＦがＡの遺産に関する当該遺産分割協議をすることにつき裁判所の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。

4　Ａの遺産に関する遺産分割の調停調書に，「Ｃが甲土地を取得する代償として，Ｃの所有する乙建物を無償でＣがＢに譲渡する。」旨の条項があるときは，Ｂは，当該調停調書の正本を提供することにより，乙建物につき，単独で，遺産分割による贈与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

5　甲土地が祭祀財産であり，かつ，Ａが遺言外でＥを祭祀に関する権利を承継すべき者と指定した場合において，裁判外で作成したＥを当該権利を承継すべき者として指定したことを証する情報を提供して祭祀財産の承継による所有権の移転の登記を申請するときは，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＥが共同して，申請しなければならない。